

＜営業日・営業時間＞

月曜日～金曜日・・・8:15～16:30

※土日・祝日等日立総合病院休診日は、原則として休業となり計画的な訪問はありません。

＜サービス利用料金＞ ※1単位=10.70円

訪問看護		リハビリ		その他加算		
時間	金額/回	時間	金額/1回	早朝 午前6時～午前8時	夜間 午後6時～午後10時	深夜 午後10時～午前6時
30分以内	471単位	20分	294単位	25%加算	25%加算	50%加算
30分以上 60分以内	823単位	40分	588単位			
60分以上 90分以内	1,128単位	60分	794単位			

★サービス提供体制加算	6単位/回	看護師のうち 勤続7年以上 30% 6単位/回 勤続3年以上 30% 3単位/回
初回加算	300単位	初回訪問時に加算
初回加算	350単位	退院日または退所日に訪問した場合
看護体制強化加算	200単位/月	緊急時訪問利用者 50%以上 特別管理加算利用者 20%以上
★緊急時訪問看護加算	600単位/月	休日・夜間・時間外等、訪問看護師に 24時間連絡・対応できる体制（契約有りの場合）
★特別管理加算Ⅰ	500単位/月	医療機器等装着の場合の管理加算 （留置カテーテル使用・カニューレ等）
★特別管理加算Ⅱ	250単位/月	医療機器等装着の場合の管理加算 （在宅酸素・褥瘡等）
★長時間訪問看護加算	300単位	（特別管理加算対象者に対して） 1時間30分以上の訪問実施時
★ターミナルケア加算	2,500単位	自宅で看取りの場合
★介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 1.8%を加算	より良いケアを提供するため、 ご利用料金の1.8パーセントが追加されます。 処遇改善加算の計算方法 掲載している料金（1割負担）に、 1.8%（×1.018）を乗じた金額が最終的なお支払い額となります。

※ 実施地域内の交通費は上記利用料に含まれます。★は限度額に含まれません。

※ 死亡後のケア（保険適応外）は20,000円（税込）です。その他必要な加算が該当する場合は説明いたします。

※ 介護職員等処遇改善加算（1.8%）は令和8年6月1日より算定開始となります。

＜連絡方法＞

- ・営業時間内は、ステーションにご連絡ください。TEL 0294-23-7951（直通）
- ・緊急時訪問看護加算に契約の方は休日・夜間も連絡対応可能です。
営業時間外は、夜間・休日・営業時間外の連絡先（携帯電話）へご連絡ください。